

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
に当日の翌日)

目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定(三件)

生活保護法による指定医療機関の廃止(二件)

青少年に有害な図書類の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(三件)

基本測量の実施

県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 選 管 告 示 政治団体の収支に関する報告書の要旨

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 安 告 示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米沢歯科医院	鳥取市南町六〇九	昭和六十年四月二十四日

鳥取県告示第五百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菅村内科医院	米子市東福原二四八―一	昭和六十年四月三十日

鳥取県告示第五百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字名和六〇〇 ―一	昭和六十年四月十五日

鳥取県告示第五百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川上医院	米子市岡成九五	昭和六十年三月二十二日
板倉内科医院	米子市西三柳二三―一	昭和六十年二月十二日

鳥取県告示第五百五十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
名和町国民健康 保険診療所	西伯郡名和町大字加茂四―一	昭和六十年三月三十一日

鳥取県告示第五百五十八号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

豊後県知事 西 辰 司 次

指定 番号	種 別	図 書		類 別
		題 号	発行 記号等	
1880	録音テープ 雑誌その他	テープマンズリー 明菜とマツチのニャンニャンテープ	M S 一 E 6 一 E	表示された発 行所名 キヤロル出版
1881	雑誌その他	エロ子好き。 マゾ子好き。	E F 一 E 6 一 E	傑アツプル社
1882	"	イブデラツクス 恥毛がからむ	E V 一 E 6 一 E	アリス出版
1883	"	スクランブル通信 THE・URA 快樂図鑑	F D 一 ツ 8	アリス出版
1884	"	淫夢 愛シテ下さい	F E 一 ツ 0	アリス出版
1885	"	ソバム 爆裂性交決定版 スバル→大爆裂!!	Z M 一 E 6 一 E	アリス出版
1886	"	欲情おしめり娘 LOVE me	F D 一 ヨ 3	キヤロル出版
1887	"	ヲオトキヤバレー てあげる デカイ亀頭がいい	H K 一 E 7 一 E	キョービー出版
1888	"	Mint Kiss やっつと、逢うことができたね。	雑誌コー F 1 3 5 7 8 一 5	佛大洋図書
1889	"	牝 処女喪失願望 至上の愛	E S 一 E 6 一 E	Do 企画
1890	"	秘部しばり 美少女緊縛	F D 一 ツ 7	Do 企画

1891	"	指さすり 新宿行進曲	F D 一 ツ 9	Do 企画
1892	"	Hineel	H H 一 E 7 一 E	Do 企画
1893	"	痴漢ごっこ もっど激しくして!!	Z D 一 E 6 一 E	Do 企画
1894	"	少女白書 噴射取巻 桃尻娘	S H 一 E 7 一 E	トライビジョン
1895	"	デカババ旋風	なし	ロア出版
1896	"	ザ・トップマガジン 6月号	雑誌 1 4 0 0 7 一 6	株式会社大亜出版
1897	"	フアンフアン 5月号	雑誌コー F 1 7 8 8 1 一 5	佛ゼン新社
1898	"	特ダネ最前線 5月10日号	雑誌コー F 2 1 9 8 2 5 一 1 0	株式会社日本文 芸社
1899	"	特ダネ最前線 5月24日号	雑誌コー F 2 1 9 8 4 5 一 2 4	株式会社日本文 芸社
1900	"	漫画大読衆号 5月号	雑誌 0 8 3 1 7 一 5	佛笠倉出版社
1901	"	漫画ラブレター 6月号	雑誌 1 8 6 5 5 一 6	佛笠倉出版社
1902	"	漫画ローレンス 春性6月号	雑誌 1 8 3 3 8 7 一 6	株式会社綜合図書
1903	"	漫画カルメン 6月号	雑誌コー F 0 8 6 8 1 一 6	株式会社蒼竜社
1904	"	漫画エロトラブ 6月号	雑誌 1 8 3 2 3 一 6	株式会社蒼竜社
1905	"	少女濡れぐあい	雑誌コー F 1 8 3 2 4 5 一 1 5	株式会社蒼竜社
1906	"	激画ジャック 6月号	雑誌 0 3 6 2 1 一 6	株式会社大洋書房

1907	漫画タイムズ 6月号	雑誌コー P.014 53-6	辰巳出版機
1908	漫画ダイナマイト 6月号	雑誌 9-6 0597	辰巳出版株式会社
1909	明菜ちゃんの看護婦日記	雑誌コー P.05980 5/15	辰巳出版株式会社
1910	漫画オリンピア 6月号	雑誌コー P.075 87-6	辰巳出版機
1911	漫画ラオアタック 6月号	雑誌コー P.086 57-6	辰巳出版機
1912	漫画スペシャル 6月号	雑誌 0361 3-6	ミリオン出版機
1913	漫画聖少女館 6月号	雑誌 0865 8-6	ミリオン出版機

鳥取県告示第五百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び一七五一一	昭和六十年四月十一日
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	昭和六十年四月一日

鳥取県告示第五百六十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五及び一七五一一	全国	昭和六十年四月十一日
井上歯科医院	八頭郡家町大字郡家六四七	"	昭和六十年四月一日

鳥取県告示第五百六十一号

関金町が行う土地改良事業に係る明高地区第三工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十二号

米子市石州府土地改良区が行う土地改良事業に係る石州府地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用す

る同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所及び岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十三号

溝口町が行う土地改良事業に係る大坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年五月十五日から二十日

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（精密測地網一次基準点測量）

二 作業期間 昭和六十年五月十五日から昭和六十一年三月十五日まで

三 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡用瀬町、郡家町、智頭町及び佐治村、気高郡青谷町、東伯郡北条町、関金町及び赤碕町、西伯郡中山町、大山町、会見町、岸本町、名和町及び西伯町並びに日野郡溝口町、日野町、日南町及び江府町

鳥取県告示第五百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、北山団地及びほきもと団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ八東町及び佐治村に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年五月十六日から施行する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

倉吉市役所 出張所 倉吉市葵町

倉吉市役所 出張所	倉吉市葵町
羽合支店	東伯郡羽合町大字田後

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和58年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 谷口武後援会

報告年月日 昭和60年4月1日

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 大橋二郎後援会

報告年月日 昭和60年4月19日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 14,673円

ア 前年繰越額 14,673円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 14,673円

2 支出の内訳

経常経費

人件費 12,000円

備品・消耗品費 2,673円

合 計 14,673円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

保有金の収支報告書の要旨

期間 昭和58年1月1日～同年12月31日

特定公職の候補者の氏名 前田 忠

公職の種類 県議会議員（候補者等）

報告年月日 昭和60年4月11日

保有金の収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定

により告示する。

昭和六十年五月十四日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年五月二十二日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市下砂見二二七番地二

北山寿治

鳥取市中砂見二二五番地

福田喜八郎

米子市米原七八〇番地二四

大橋 勉

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第8項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和60年5月14日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験の種類及び試験科目

(1) 試験の種類

ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験

イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験科目

ア 火薬類取締りに関する法令

イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和60年8月1日（木）

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県建設業協会各支部に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真

縦6センチメートル、横5センチメートルのものであつて、出願前6月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付

けること。

(4) 住民票抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書受付期間

昭和60年6月15日(土)から同月29日(土)まで(郵送による場合は、昭和60年6月29日(土)までの消印があるものは、有効とする。)

6 受験票

受験願書を受けたときは、受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7082)に問い合わせること。